

令和6年5月17日

指定障がい者支援施設 施設長 様  
指定障がい福祉サービス等事業者 管理者 様

和泉市福祉部障がい福祉課長

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴う重度障害者支援加算の取扱いについて

平素より、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定により、生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助にかかる「重度障害者支援加算」の算定要件が見直されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

各事業者等におかれましては、厚生労働省等が発出している告示や留意事項等をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

記

1. 重度障害者支援加算の概要

【生活介護・施設入所支援】

- 障がい支援区分4以上かつ行動点数10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする。

【短期入所】

- 障がい支援区分4・5の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成する支援計画シート等により個別支援を行った場合の評価を新設する。

【共同生活援助】

- 初期のアセスメント等の評価を新設する。

【共通】

- 行動点数18点以上の者に対して中核的人材養成研修修了者が作成する支援計画シート等により個別支援を行った場合にさらに上乘せによる加算を新設する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修終了者配置		【新設】18点以上の場合 中核的人材養成研修配置	
生活介護 施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

	区分6以上かつ10点以上 ※実践研修終了者配置		【新設】18点以上の場合 中核的人材養成研修配置	
生活介護 施設入所支援	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

## 2. 添付資料

資料1 重度障害者支援加算の新旧一覧表

資料2 重度障害者支援加算の拡充（国資料）

## 3. 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

## 4. 請求について

今回の報酬改定を受け、報酬改定後の加算に対応するよう処理を進めているところですが、個別の事情によっては処理が遅れることがあります。こうした場合は、翌月以降に過誤申立てによる請求等が必要となることも想定されるところであり、ご迷惑をおかけいたしますが、各事業所におかれましては、何卒御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

### 【問い合わせ】

大阪府和泉市福祉部 障がい福祉課 障がい者支援係

TEL：0725-99-8133（直通）0725-41-1551（代表）

FAX 0725-44-0111

Email：shoufuku@city.osaka-izumi.lg.jp